

電波遮へい対策設備工事に関する品質評価業務

提案募集案件

2024年10月

公益社団法人移動通信基盤整備協会

1. はじめに

公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下、JMCIA）で発注している電波遮へい対策設備工事の施工品質の維持・向上を目的とした品質評価を実施致します。

公平かつ公正に評価が出来るよう第三者機関へ委託致します。

2. 募集内容

JMCIA 発注工事における発注先会社別の施工品質評価業務

業務期間（評価期間）：2025年4月1日～2027年3月31日

業務報告（評価報告）：毎月の業務実績と四半期毎に評価結果のご報告を頂きます。

※詳細については応募意思を頂いた後に提示させて頂きます。

3. 対象工事

地下駅間、地下駅、地下街、道路トンネル、鉄道トンネル等の JMCIA が発注する電波遮へい対策設備工事

※評価対象となる工事件数等については、応募意思を頂いた後にお伝え致します。

4. 対象地域

全国

※具体的な工事箇所等は応募意思のご連絡を頂き、機密保持誓約書を提示後に開示させて頂きます。

5. 契約予定数

1～2社を予定

※2社以上を選定する場合は、地域分け等適切な実施方法を検討

6. 募集提案内容

応募意思のご連絡を頂き、JMCIA より提示した情報を基に以下のご提案をお願い致します。

- ・施工品質の評価方法（合理的かつ公平・公正な評価方法）
- ・本評価業務の見積

7. 提案申請書類受付期限

2024年12月6日（金） 17時（日本時間）

※提案申請後、審査の上、1月中旬選定会社様へ通知及び発注の手続きを進めさせていただきます。

8. 資料等の入手方法

ご提案頂くにあたり必要な工事件数等の情報につきましては、以下の要領にて応募意思を頂き
確認・審査のうえ応募者様へ送付します。

応募にあたり以下の書類をご提出願います。

- ・機密保持に関する誓約書
- ・会社概要資料
- ・通信工事か電気工事又は通信工事か電気工事の監理実績資料※
- ・一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格名と在籍人数※

※様式は問いません

9. 本件提案応募意志

(1) 本募集に関する応募意志を下記メールアドレスまでご連絡ください。

以降のお手続き等について、当協会より別途返信させていただきます。

宛先：request2@jmcia.or.jp

件名：[応募] 電波遮へい対策設備工事に関する品質評価業務

本文：法人名、所属名、役職、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス

※記入漏れ、誤字脱字には十分ご注意ください。

(2) 提案申請書類の受付期限以降のご連絡には一切お応えできませんのでご注意ください。

(3) 本募集以外のご質問、お問い合わせ等には一切お応えできません。

10. 応募及び受託するための基本的要件・注意事項

応募及び受託するための基本的要件は以下の通り。

- ・ 通信工事か電気工事、これに土木工事に関する知識を有している事。
- ・ 過去5年間に通信工事か電気工事又は通信工事か電気工事の工事監理の実績がある事。
- ・ 一級建築士、又は一級建築施工管理技士を有している事。
- ・ 最低70回の現地評価を期間中に実施し、報告書を提出可能である事。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

- (1) 民法第7条の規定により後見開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者および民法第11条の規定により保佐開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 民事再生、会社更生、破産、清算等の手続中にある法人
- (4) 次に掲げる事由の1つに該当する行為をした者で、その事実認定の日から2年間を経過しない者
また、それらの者を使用していた者で、事実認定の日から2年間を経過しない者
 - ア. 協会との間で締結した契約（以下、「契約」という。）の履行に際し、故意にまたは重過失により納品もしくは役務を粗雑にし、または品質もしくは数量に関し不正の行為があった者
 - イ. 協会の発注工事における入札（以下、「入札」という。）または契約の締結もしくは履行に際し、不正に利益を得る目的をもって入札者間で共謀した者
 - ウ. 他の供給者の入札を妨害し契約を締結すること、もしくは契約を履行することを妨害した者
 - エ. 協会の検査または監督に際し、協会職員の職務執行を妨げ、または職務執行に協力しなかった者
 - オ. 正当な理由がなく契約を締結しなかった者、または契約を履行しなかった者
 - カ. 入札の手続きまたは契約の締結もしくは履行に関する手続き等に際し、虚偽の申告をした者
 - キ. 募集説明書に示す協定に規定する守秘義務に違反した者
 - ク. 募集説明書を不正に使用した者
 - ケ. その他不正に競争を阻害する行為をした者
- (5) 当該委託において、最終的な委託仕様作成に直接関与したことによって競争上の不公正な利益を享受する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

- (7) 暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）する者
- (8) 反社会的勢力がその事業活動を支配する者
- (9) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この手続きをする者

以上